

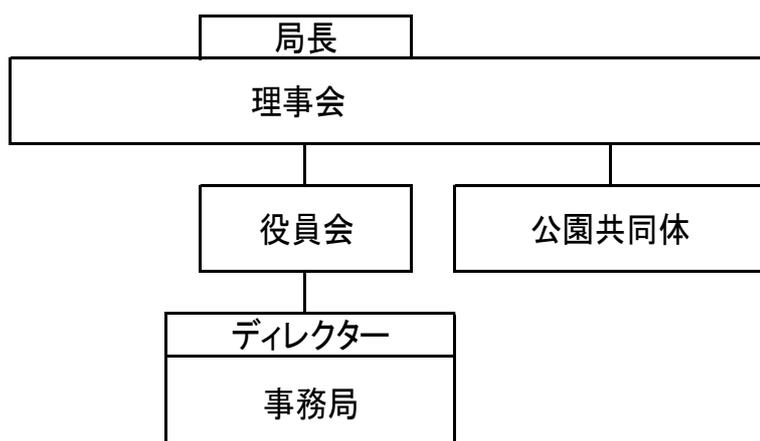
## 海外の国立公園制度（イタリア・フランス）

## 1. イタリアの国立公園制度

国立公園の管理は公的な法人格を有する「公園局」が担う。公園局は国の監督下におかれ、局長は環境大臣が任命、予算の大部分は国の拠出金。

## (1) 公園管理の体制

国立公園ごとに「公園局」が設置される。公園局内部の組織図は次のとおり。



## ○ 理事会

国の行政機関、地方自治体、学識者、環境 NGO の指名者が参加。局長を含め 13 名で構成。委員は関係州の意見を聴き、環境大臣の命令によって任命。理事会の下には、理事会の委員 5 名で構成される役員会を置くことができる。

## ○ 公園共同体

地域の意見をきく諮問機関。公園区域内にある全ての州・県の知事、市町村の長、山岳共同体の長が参加

※公園局の予算は、国の拠出金や公共団体の拠出金、販売促進活動による収入等により構成される。

（事例：アブルッツォ国立公園 国の拠出金 72%、自己収入 14%、その他 14%）

## (2) 各組織の協議事項

## ○ 理事会

公園全般に関する事項を扱い、特に次のことについて審議、議決を行う。

- ・ 公園の予算（財務大臣の同意を得て、環境大臣が承認）
- ・ 公園規則（州の同意を得て、環境大臣が承認）
- ・ 公園計画（州の承認が必要）
- ・ 公園局の内規
- ・ 公園共同体が定める経済社会計画への意見

## ○ 公園共同体

公園の管理運営に地方自治体の声を反映させるため、次のことについて審議、議決を行う。

- ・ 経済社会計画の決定、実施の監督
- ・ 理事会が定める公園規則、公園計画、公園の予算・決算、公園局の内規への意見
- ・ その他の問題で理事会の 3 分の 1 の求めがあった場合のその問題への意見

## (3) 法定計画の概要

## ○ 公園計画

公園内の土地利用等を定めた計画。ゾーニングや公的・私的な利用の目的、施設やサービスのシステム、動植物、自然環境への介入に関する基準等が定められている。

## ○ 経済社会計画

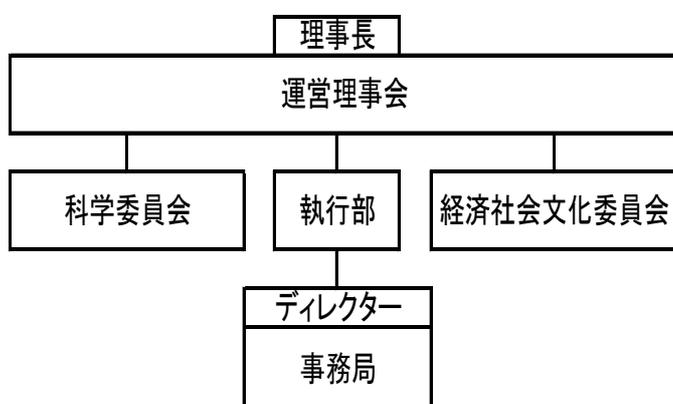
国立公園の目的を尊重した、地域の社会経済の発展を目指す計画。生物多様性の保護、地球温暖化、有機農業やエコツーリズムの推進等が含まれている。

## 2. フランスの国立公園制度

国立公園の管理は公的な法人格を有する「公施設法人」が担う。「公施設法人」は国の監督下に置かれ、国と目標契約を締結することで管理を実施。その予算の大部分は契約に基づく国の負担金。

### (1) 公園管理の体制

国立公園ごとに「公施設法人」が設置される。その内部の組織図は次のとおり。



#### ○ 運営理事会

国の行政機関、地方自治体、学識者、公施設法人の職員代表が委員として参加。委員は、自然保護担当大臣が任命し、計 40~80 名程度である。運営理事会の下には、理事長と十数名の委員からなる執行部が設置されている。

#### ○ 科学委員会

各国立公園に設置される諮問機関。自然科学、人文、社会科学の専門家で構成。県知事によって任命。

#### ○ 経済社会文化委員会

農林水産業、観光業、自然エネルギー、文化、地域づくり、自然保護等、様々な分野の地域の専門家で構成。

※ 公園局の予算は、国の負担金や公共団体の負担金、公的・私的な補助金、使用料により構成される。

(事例：ヴァノワーズ国立公園 国の負担金 86%、公園の収入 6%、その他 8%)

### (3) 各組織の協議事項

#### ○ 運営理事会

公施設法人の大まかな方針を定めており、下記のような事項(全体の一部事例)について審議、議決を行う。

- ・ 運営理事会、執行部、科学委員会、経済社会文化委員会の内部規則
- ・ 国との目標契約の案
- ・ 予算や収支に関すること、年次活動報告書
- ・ 国立公園憲章、及びその実施のためのプログラム、パートナーとの契約
- ・ 各種法定計画の国立公園憲章への適合化を適用する際の意見だし
- ・ ディレクター及び科学委員会の委員長の報告に基づく、国立公園中心地域における悪化した生態系の回復や自然環境の悪化防止のための工事・措置 等

#### ○ 科学委員会

自然・文化・景観遺産の保全、開発、研究、技術的な支援、教育、情報提供、国立公園憲章について審議。特に、国立公園中心地域内の開発許可にあたっては、科学委員会の意見を聴くこととされている。

#### ○ 経済社会文化委員会

契約的な政策、地域の活性化について審議。国立公園憲章の策定等についても審議を行う。

### (4) 国立公園内の規制

各国立公園の地域特性に合わせ定められた政令により決められている。政令制定に際しては、関係市町村、県、レジオンとの協議、公衆協議が行われる。なお、政令に基づく許認可は、公施設法人のディレクターが実施。

### (5) 国立公園憲章

公園地域の将来ビジョン、目標、具体的な取組を策定したもの。案を公施設法人が作成し、関係地方自治体、公衆、国の持続可能な発展委員会、自然保護審議会等に協議を行うこととされている。